

県内各公益法人代表者 殿

宮城県総務部私学・公益法人課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響により財務3基準を満たせない場合の取扱いについて (通知)

本県の県政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度決算において、新型コロナウイルス感染症の影響により、公益認定の基準に係る財務3基準(収支相償・公益目的事業比率・遊休財産の保有制限)を満たせない場合について、下記のとおり取り扱いますので、御承知願います。

なお、内閣府から新たな方針が示されるなどにより下記対応を変更する場合は、その都度通知します。

記

1 本県の方針

内閣府の見解として、公益法人 information 上の「新型コロナウイルス感染症への対応」に掲載されている「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公益法人等の運営に関するお知らせ(令和2年5月18日更新)」において、収支相償に関して「行政庁としては、その状況を斟酌して対応いたします」とされています。

本県では、収支相償のほか、公益目的事業比率及び遊休財産の保有制限についても、同様に状況を考慮して対応します。

次年度以降の取り扱いについては、内閣府からの方針等を踏まえ検討しますが、令和7年度以降の制度改正(収支相償を見直し中期的期間)を踏まえ、計画的な費消を行うようお願いします。

2 判断方法

毎事業年度終了後3か月以内に提出する「事業報告等」において、別添の「様式1」及び「その他必要な補足資料」を、「行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類」欄に登録し、提出願います。

提出された資料等の内容をもとに、法人ごとに個別に確認しながら判断します。

新型コロナウイルス感染症の影響ではないと認められた場合には、基準違反として扱います。

※ 様式1は、当課ホームページにおいて掲載するとともに、公益法人 information の「行政庁からのお知らせ」に掲載します。

(当課ホームページ)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sibun/kouekiteiki.html>

(公益法人 information 「行政庁からのお知らせ」)

<https://www.koeki-info.go.jp/pictis-info/pta0001!show#prepage2>

(担当)

公立大学・公益法人班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 (宮城県庁11階)

TEL : 022-211-2295 FAX : 022-211-2296

E-mail: shigaku-hojin@pref.miyagi.lg.jp